

○福知山市議会公印規程（平成5年1月27日議会規程第1号）

○福知山市議会公印規程

平成5年1月27日議会規程第1号

福知山市議会公印規程

（目的）

第1条 この規程は、福知山市議会の公印に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、「公印」とは、公文書に使用する庁印及び職印等の印章をいう。

（名称等）

第3条 公印の名称、形状、寸法、ひな形、書体及び使用区分は、別表のとおりとする。

（保管）

第4条 公印は、事務局次長が保管する。

2 公印は、上司の承認を受けた場合のほか、保管場所以外に持ち出してはならない。

（公印台帳）

第5条 保管者は、公印台帳を備え、常に整理しておかなければならない。

（公印の調製又は改廃）

第6条 保管者は、公印を調製、改廃又は廃止しようとするときは、議長の承認を受けなければならない。

（公印の使用）

第7条 公印を使用するときは、保管者の承認を得て押印しなければならない。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程施行の際、現に使用中の公印は、この規程に基づいて使用したものとみなす。

別表（第3条関係）

名称	形状・寸法	ひな形	書体	使用区分
福知山市議会之印	ミリメートル 方 21	之 市 福 議 知 印 会 山	てん書	議会名をもって発する文書
福知山市会議長之印	方 21	長 市 福 之 会 知 印 議 山	〃	議長名をもって発する文書
福知山市議会副議長印	方 21	福 知 山 市 議 会 副 議 長 印	〃	副議長名をもって発する文書

福知山市議会事務局長之印	方 21	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 福知山市 議会事務 局長之印 </div>	"	事務局長名をもって 発する文書
--------------	------	--	---	--------------------